

# 令和8年度自動車運送事業者採用活動支援業務委託企画提案競技 仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度自動車運送事業者採用活動支援業務委託

## 2 委託業務の目的

バス、タクシー、トラックの乗務員不足問題の解決に向け、新たなターゲットへのアプローチ、企業の採用人材育成、業界のイメージアップ活動を一体的に支援することで採用数を増加させる。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 県内高等学校（4校程度）での出前講座の開催

県内高等学校（4校程度）において出前講座を開催すること。詳細は下記のとおり。

- ・対象者 高校生
- ・開催回数 4校程度で各1回以上
- ・開催時期 通年（高等学校との調整による）
- ・開催方法 集合形式
- ・対象人数 高等学校との調整による
- ・業務内容
  - ・県内バス事業者と調整の上、バスの運転業務、整備業務についての出前講座の企画
  - ・高等学校との日程調整、連絡調整、会場準備、後片付け 等
  - ・当日の受付、写真撮影、記録 等
  - ・参加者へのアンケート作成・収集・分析 等
  - ・そのほか出前講座運営に必要なこと

ア 出前講座は高校生が地域交通やバス運転士・整備士等の公共交通従事者への興味・関心をもつきっかけとなるような内容となるよう工夫すること。実施にあたっては県及び県内バス事業者と協議し内容を決定すること。

イ 出前講座を行う高等学校の選定は、令和7年度に行った高校生アンケートの結果等に基づき、大分県地域交通・物流対策室が行う。

### (2) 首都圏におけるバス事業者の採用活動の支援

首都圏のバス運転士専門就職イベント「どらなび」及び大分県主催移住イベントにて、県内バス事業者の合同採用ブースを出展すること。詳細は下記のとおり。

- ・出展イベント バス運転士専門就職イベント「どらなび」、大分県主催移住イベント
- ・出展回数 バス運転士専門就職イベント「どらなび」1回、  
大分県主催移住イベント1回 の計2回
- ・出展時期 バス運転士専門就職イベント「どらなび」東京会場（R8.11.14）  
及び場所（東京ビッグサイト 東京都東京都江東区有明3-11-1）  
大分県主催移住イベント（R8.6.27）

(ふるさと回帰支援センター内カトレアサロン  
東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 8F)

- ・業務内容
  - ・移住施策とバス運転士採用施策を連動させたブース設置の企画
  - ・出展申込、主催側との連絡調整、出展費用の支払い業務 等
  - ・県内バス事業者との日程調整、連絡調整 等
  - ・当日のブース設置に係る物品運搬等設置準備、後片付け 等
  - ・当日のブース運営、写真撮影、記録 等
  - ・参加交通事業者へのアンケート作成・収集・分析 等
  - ・そのほかブース出展に必要なこと全般

ア ブース出展料、物品運搬料、旅費(交通事業者等参加者分)等、出展に係るすべての費用は委託料に含むものとする。どらなびの出展料はシングルブース 69 万 3 千円、ダブルブース 104 万円、トリプルブース 156 万 2 千円であり、3ブース程度の出展を想定し企画提案を行うこと。大分県主催移住イベントは出展料不要である。

イ 移住施策とバス運転士採用施策を上手く連動させたブース出展となるよう工夫すること。実施にあたっては、県及び県内バス事業者と協議し内容を決定すること。

ウ 移住施策の紹介については大分県の「おおいた暮らし相談窓口」の移住コンシェルジュが協力する。

### (3) 採用セミナーの開催

採用セミナーを開催すること。詳細は下記のとおり。

- ・対象者 バス、タクシー、トラック業界の経営者及び採用責任者・担当者、またはそれに類する方
- ・開催回数 1 回以上
- ・開催時期 令和 8 年 5 月～ 8 月頃(予定)
- ・開催方法 集合形式(大分市内を想定)
- ・対象人数 15 名程度

※(3) 魅力発見ワークショップとの両日出席を原則とする

- ・業務内容
  - ・セミナー内容の企画
  - ・講師の選定、依頼、調整 等
  - ・会場の調整、準備、後片付け 等
  - ・参加者募集にかかる開催案内(チラシ等)の作成、広報 等
  - ・参加者の申込受付、連絡調整 等
  - ・当日の資料作成、受付、写真撮影、記録 等
  - ・参加者へのアンケート作成・収集・分析 等
  - ・そのほかセミナー運営に必要なこと

ア セミナーの内容については参加者が業界の現状、市況感を把握し、自社課題やありたい姿を検討する機会になるよう工夫すること。事業実施にあたっては県と協議し決定すること。

イ 講師の選定にあたっては後述の(4)(5)の事業と連動した内容を提供することができるよう工夫し、事業実施にあたっては県と協議し決定すること。

ウ 計画的かつ効果的な広報により、目標の参加人数の達成に努めること。

エ 参加者アンケートを実施し、評価・分析を行うこと。

(4) 魅力発見ワークショップの開催

魅力発見ワークショップを開催すること。詳細は下記のとおり。

- ・対象者 バス、タクシー、トラック業界の経営者及び採用責任者・担当者、またはそれに類する方
- ・開催回数 1回以上
- ・開催時期 令和8年5月～8月頃（予定）  
※（3）採用セミナーの1～2か月後程度を目途に開催
- ・開催方法 集合形式（大分市内を想定）
- ・対象人数 15名程度  
※（3）採用セミナーとの両日出席を原則とする
- ・業務内容
  - ・ワークショップ内容の企画
  - ・講師の選定、依頼、調整 等
  - ・会場の調整、準備、後片付け 等
  - ・参加者募集にかかる開催案内（チラシ等）の作成、広報 等
  - ・参加者の申込受付、連絡調整 等
  - ・当日の資料作成、受付、写真撮影、記録 等
  - ・参加者へのアンケート作成・収集・分析 等
  - ・そのほかワークショップ運営に必要なこと

ア ワークショップの内容については(3)の採用セミナーの内容を活かし、参加者が自社の魅力を発掘、検証し、効果的な採用活動手法との結び付けを行う具体的なヒントとなるものになるよう工夫すること。

イ 講師の選定にあたっては(3)の採用セミナー、後述の(5)の事業と連動した内容を提供することができるよう工夫し、事業実施にあたっては県と協議し決定すること。

ウ 計画的かつ効果的な広報により、目標の参加人数の達成に努めること。

エ 参加者アンケートを実施し、評価・分析を行うこと。

(5) 採用人材育成の伴走支援の実施

(3)(4)の受講事業者のうち、採用計画、採用人材育成のビジョン、希望する支援の内容等が明確な6社を選定し、採用人材育成の伴走支援を行う。

(5-1)書類審査

- ・(3)(4)の受講事業者のうち、採用人材育成の伴走支援を希望する事業者より採用計画、採用人材育成のビジョン、希望する支援の内容等を申請してもらい、審査を行うこと。
- ・県と協議し、審査基準と支援する事業者を決定すること。
- ・支援内容について県HP等で公開することを申請の条件とすること。

(5-2)伴走支援の内容

- ・採用人材育成の専門家(コンサルタント等)を事業者へ派遣する。派遣回数、派遣期間、具体的な支援内容については事業者、県と協議の上決定する。

- ・事業者の希望する支援内容により、適切な専門家を選定、日程調整、派遣すること。
- ・伴走支援の終了後も取組を継続できるよう工夫した支援を行うこと。
- ・伴走支援の実施状況について、任意様式を用いて定期的に県に報告すること。
- ・伴走支援に伴い、事業者が実施する採用活動及び採用人材育成にかかる費用に対し、県から事業者に対し補助金を交付する。(補助率2分の1、補助上限50万円)
- ・上記補助金交付にかかる事務については県が行う。
- ・補助金交付にかかる期間を考慮し、伴走支援の期間は令和9年1月末までとする。

#### (6) 成果共有のための事業レポートの作成

(2)～(5)までの事業成果を広く知らせるための事業レポートを作成すること。

- ア 事業レポートの作成にあたっては、必要に応じてセミナー等の参加者や伴走支援する事業者等へ取材し、記事化すること。
- イ 伴走支援については支援内容や解決した課題などを詳細にまとめ、ほかの事業者が参考にできるよう分かりやすく編集すること。
- ウ 作成にあたっては事業の目的に沿った最適なページ数を提案すること。
- エ 提出するデータ形式は、1式をまとめたPDFファイル(A4縦)に加え、元データ(Word、Excel又はPowerPointの形式)を提出すること。ファイルの納品方法については、事前に県に相談すること。
- オ その作成案・仕様案(ページ数の案)・掲載内容の案を提案書に記載すること。
- カ 事業レポートは大分県ホームページにて公開する。

#### (7) 女性ドライバーとの交流会及び業界イメージアップイベントの開催

女性ドライバーのPR及び業界のイメージアップを図るため、一般県民を対象に以下の内容についてのステージイベント、ブース出展等の運営を行うこと。

- ・開催期日 令和8年10月10日(土)
- ・開催場所 大分駅前広場(北口)

##### ア ステージイベント

- ・県内で現在活躍している女性乗務員によるクロストークなど、業界で働く女性を紹介しPRするための創意工夫を図ること

##### イ バス、タクシー、トラックの業界紹介ブース

- ・バス、タクシー、トラック業界の仕事内容、働き方などを紹介するブースを設置すること
- ・各業界の車両展示や撮影会など、通行人の目を引くための創意工夫を図ること

##### ウ ワークショップ

- ・バス、タクシー、トラック業界に関連したワークショップ等、体験型の催しを開催すること
- ・イのブースでの開催も可とする

##### エ イベントに関連する事項

- ・ア～ウに加えこれまで就職先として業界に目を向けていなかった層(特に30～50代の女性、子育て中の世代を含む)へ広くPRすることを目的に、家族で訪れてもらうイベントとするための工夫(子ども向けステージイベント、のりもの撮影会、キッチンカーや飲食ブース設置、公共交通・物流に関連するノベルティ配布など)をし、企画提案を行うこと

##### オ 会場設営・撤去業務

- ・会場の設営・撤去、必要な機材・備品等の調達・搬出入・補完・運搬・設置・調整・必要に応じての修理・返却、会場管理及びそれらに付随する業務を行うこと
- カ 管理運営・警備・救護教務
  - ・会場内の安全確保を図り、体調不良者等の救護体制を整えること
- キ 広報関連業務
  - ・十分な集客ができるよう、SNS 等も活用した効果的な広報を展開すること
- ク 来場者数の把握、アンケート調査の実施、集計、分析
  - ・来場者数を把握し報告すること
  - ・来場者を対象としたアンケートを実施すること。内容はイベントそのものに関すること、業界イメージに関すること、ドライバーへの興味関心に関することを盛り込み、県と協議の上実施すること。
  - ・アンケート結果を集約し分析すること
- ケ その他イベント運営にかかり必要な業務
  - ・その他事業の準備・実施にあたって必要なすべての業務を実施すること
  - ・事業実施までの工程表及び運営マニュアルを作成すること
  - ・関係機関への許可申請等の手続き、必要な保険への加入や支払い等、催事運営に必要な業務を行うこと
  - ・大分駅前広場(北口)の利用申請及び支払い関係事務は県が行う
  - ・上記以外に実施可能な提案があれば、あわせて提案を行うこと

(7) その他上記に付随する業務

- ア 委託業務にかかる経理に関すること。
- イ 委託業務の進捗を必要に応じて報告すること。
- ウ 前各号に定めるもののほか、事業実施に関し県が指示すること。
- エ その他、目的達成に必要なと思われる手段を講じること。
- オ 業務終了後、事業報告書を作成し、事業を通しての今後の課題や改善点等をまとめ、県に提案すること。

5 成果物

- (1) 受託者が制作した成果物等の著作権は、すべて大分県に帰属する。また著作者人格権は行使しないものとする。
- (2) 本業務において撮影した映像コンテンツ、写真については、事業終了後速やかにデジタルデータで大分県に納品すること。
- (3) 制作した成果品の使用期間について制限を設けないこと。本業務において撮影した写真等については、大分県ホームページほか大分県が認める媒体に掲載するため、あらかじめ関係者に了承を得ること。
- (4) 上記以外に実施可能な提案があれば、あわせて提案を行うこと。

6 その他業務実施上の条件

- (1) 委託業務を実施するにあたり、県が設置している「おおいたドライバーJOB サイト」の保守運営管理受託事業者と連携し、イベントの広報や成果品の周知等を行う

こと。

- (2) 受託者は、契約締結後に業務実施計画書（任意様式）を提出し、業務の進め方について委託者と協議するものとする。
- (3) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議のうえ、その指示及び監督を受けること。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 業務の実施に当たり発生した事故等は、受託者の責任において対処すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 専任の担当者を配置し、大分県との打合せ等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、大分県から派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。
- (8) 企画提案等の内容について、大分県と委託候補者との協議により、修正できるものとする。
- (9) 事業の工程を明らかにしたスケジュールを作成すること。なお、校正・確認には十分な時間を確保すること。
- (10) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権とその他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (11) 本委託業務にかかる一切の経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- (12) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。
- (13) 関係する交通事業者の意見を聞き、本業務の実施途中であっても常に改善意識を持ち、事業の効果を最大限発揮させるための改善策を県に提案すること。